

奈良県告示第四百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	縦覧場所
桜井市金屋（〇〇一）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課
桜井市初瀬（〇〇五）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課
桜井市初瀬（〇〇六）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課

桜井市初瀬（〇〇九）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び桜井市役 所土木課
桜井市初瀬（〇二九）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び桜井市役 所土木課
桜井市初瀬（〇三〇）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び桜井市役 所土木課
桜井市出雲（〇〇六）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び桜井市役 所土木課
桜井市黒崎（〇〇六）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び桜井市役 所土木課
桜井市桜井（〇〇一）急傾斜 地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び桜井市役 所土木課
桜井市八井内（〇〇一）急傾 斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図の とおり	次の平面図の とおり	奈良県中和土木事 務所及び桜井市役 所土木課
桜井市谷（〇〇五）急傾斜地	次の平面図の	次の平面図の	奈良県中和土木事

崩壊特別警戒区域		桜井市滝倉（〇〇八）急傾斜地崩壊特別警戒区域	
とおり	とおり	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり
とおり	とおり	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり
務所及び桜井市役所土木課	務所及び桜井市役所土木課	奈良県中和土木事務所及び桜井市役所土木課	務所及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。